

紫波町地域づくり活動補助金

Q & A



令和6年度用 紫波町企画課 作成

対象事業に関する質問

Q 1 地域を限定した事業でも提案は可能ですか？

A 1 他の地域への手本となる波及効果がある事業と、審査会で認められれば可能です。

Q 2 活動を始めて2年目の団体です。スタートアップ補助金の団体要件に合致するのですが、活動初期から現在まで、継続して行っている事業について応募できますか？

A 2 補助金の交付を受けずに行うことができている事業については、すでに自立性があるものとみなし、対象外となります。

Q 3 町から補助金を受けている団体ですが、応募可能でしょうか？

A 3 同一の事業に対する補助金を受けている場合は、当補助金の対象外とします。補助を受けている事業とは全く別の事業を実施するために当補助金を利用するのであれば、応募可能です。

Q 4 発展性や継続性が審査のポイントとされていますが、地域の単発的なイベントなども対象になりますか。

A 4 地域の中でニーズがあり、地域の活性化や世代間交流などの事業効果が認められ、かつ通常とは異なる新しい取り組みや事業対象の拡大等、工夫が見られるものであれば、補助対象になります。ただし、単年度（1回）限りのイベントの実施を目的として設立された継続性のない団体ではないことが条件です。

Q 5 ステップアップ補助金の対象事業の中に「継続して行ってきた地域の活性化や課題解決につながる事業の拡大」とありますが、具体的にどのようなものですか？

A 5 継続して実施してきた事業の検証や反省から、新しい取り組みを増やしたり、事業対象を拡大したりするなど、新たな展開をしていただく必要があります。単に事業の回数を増やしたり、活動範囲のみを広げたりといったことだけでは対象にはなりません。

例① 環境美化に向けた取り組み

毎年環境美化運動として、ごみ拾いなどを行っている。今年度は、他団体と共に住民への様々な啓発活動を実施する。

例② 防災ネットワークの確立

前年度まで避難場所マップを作成。今年度はマップを利用した防災訓練や講演会などを実施し、各種団体を含めた防災ネットワークを確立する。

Q 6 出版事業を計画しています。応募できますか？

A 6 応募は可能です。ただし、募集要項に記載があるとおりの、公益性等の評価項目に沿って評価します。

Q 7 他団体が実施する補助金と併用していいのですか。

A 7 国や県、民間団体が実施する他の補助金については、事業内容等を明確に整理した上で、併用するのであれば可能となります。ただし、対象となる事業内容や事業経費が重複する場合は不可となります。

Q 8 歴史に関する研究を行っている団体ですが、補助金の対象となりますか。

A 8 「研究」が、審査ポイントである「必要性」や「公益性」においてどう位置づけられるかを明確にしたうえで、事業提案を行う必要があります。公益性は、一義的に判断することはできません。また、これまで会費によって活動してきた団体であれば、すでに自立した活動を行っているものとみなし、同じ事業（活動）に係る補助金は対象となりません。

対象経費に関する質問

Q 1 団体構成員のスキルアップのための研修会に参加する際に、自家用車を使用する場合、ガソリン代は旅費交通費として認められますか？

A 1 団体構成員のスキルアップのために研修会に参加するのであれば、自家用車のガソリン代も旅費交通費となると思われますが、できれば、ケースごとにご相談ください。また、1 km 当たりのガソリン単価は、常識的な範囲とし、積算根拠は明確にしてください。なお、領収書等により支払の確認ができないものは対象となりませんので、給油方法を工夫するなどして、給油した量、支払った額が領収書等で明確に確認できるようにしてください。

Q 2 宿泊費は認められますか？

A 2 招いた講師に宿泊が伴う場合など、事業に必要と認められる宿泊費については認められます。

Q 3 講師の交通費（車燃料費・電車など）はどう支払えばよいですか？領収書の提出時にどうしたらよいですか？

A 3 講師の方から交通費に関する領収書を提出していただき、旅費交通費として計上してください。

Q 4 補助経費の対象となる備品とは、こういったものですか？

A 4 補助対象となる備品としては、耐用年数が複数年あり、単価 1 万円以上である物品のうち、補助対象事業にのみ利用されると認められるものが該当します。パソコンなど、補助対象事業以外にも利用される可能性が高いものは補助対象外となります。

Q 5 審査会の結果を受け取った後に行った事業は、すべて補助金の対象になるのですか？

A 5 対象とはなりません。対象となる経費は、審査会で採択後、交付申請を経て、補助金交付決定日以降に実施する事業にかかる経費です。交付決定日より前に実施したものは対象となりませんのでご注意ください。

Q 6 年度途中に、研修に参加することになった場合、旅費交通費はどのように対応すればいいですか？

A 6 過去の事例を見ると、事業提案の際に研修に行くことが確定していなくても、何回か研修に行くことを予定して旅費交通費を計上した収支計画を提出している団体もあります。他の項目（例：消耗品費）に充てていた予算を旅費交通費として使用することは構いません。ただし、予算額と 20%以上相違があった場合、理由を記入していただきます。なお、研修に伴う宿泊費は対象外となります。

Q 7 事業の中で、地区内の名所めぐり等を計画しています。その際のシャトルバスの借上げ料に、この補助金制度を活用できますか？

A 7 不特定多数の参加者を対象としたものであれば、活用可能です。ただし、次年度以降は同じ事業に対する補助金は認められませんので、今後は見学料や協力金等で、循環し賄えることが望ましいです。

Q 8 事業の開催時にかける損害保険料も対象となるとのことですが、特定の個人を対象とした保険料も対象となりますか？

A 8 対象とはなりません。対象となるのは、不特定多数の参加者を対象としたイベントに係る保険料となります。事前申込制のバスツアーやキャンプ等、個人の名前で申し込みをするべき保険料は、各自の負担となります。

対象団体に関する質問

- Q 1 複数の団体や市民が一つの事業体として活動する実行委員会は応募できますか？
- A 1 町や他の地方自治体などを含む実行委員会であれば応募可能です。ただし、単年度（1回）限りのイベントの実施を目的として設立された継続性のない団体ではないことが条件です。
- Q 2 5人以上のグループですが、構成員が町民でなくてもいいのですか？また、事務所を有する団体でなければ対象とならないのでしょうか。
- A 2 構成員が町民でなくても、団体の所在地が町内にあり、主として町内において公益事業を行う団体であれば、応募は可能です。ただし、任意団体の場合などでは、代表者の自宅等が団体の連絡先となっている場合が多く見られます。その場合、代表者の住所及び活動場所が紫波町内である場合、申請することが出来ます。
※参考様式として示している会員名簿に、住んでいる地区を記入する欄がありますが、町外在住者が多い場合不利になるといったことはありません。会員名簿は、あくまで応募団体の要件「構成員5人以上のグループであること」を確認するためのものですが、市民活動団体を把握するために、ご記入いただくこととしています。
- Q 3 近年発足し、活動経験が少ない団体です。当補助金に応募したいと考えていますが、経験は必要でしょうか。
- A 3 経験は必要ありません。募集要項に示している応募団体の要件を満たしていれば、応募は可能です。
- Q 4 会員名簿には、正会員や協力会員等、団体に属するすべての会員を記載する必要がありますか。
- A 4 今回提案する事業の実施主体となる会員のみの記入で構いません。会員名簿はあくまで5名以上会員がいることを証明するために提出いただくものであるため、主となって活動を行う会員が明確であればいいです。

事業実施後の手続きに関する質問

Q I 事業実績報告書に添付する書類はどのようなものですか？

A I 実績報告書、領収書の写し（補助率が 2/3 の場合についても、原則としてすべての領収書が必要です。）、事業活動状況の写真、チラシ・ポスターを製作した場合はその印刷物等です。

その他

Q I 補助金の交付を受けた場合、自身が所属する別の団体名義の事業において補助金を利用することができますか？

A I 補助金交付団体以外の活動については利用できません。領収書の名義はもちろんですが、実施事業のチラシにも、交付団体名を記してください。